

農地集積を効果的に進めるため贈与税納税猶予制度における特定貸付け  
の要件緩和を求める意見書

国においては、農業の生産性を高め、成長産業としていくための改革の柱として、農地中間管理機構による担い手への農地集積を掲げ、当県においても、公益財団法人福島県農業振興公社を当機構に指定し、業務が開始されている。

しかしながら、農家の中には、長期間の農地の貸借や離農時の税負担などに対する不安があることから、農地の担い手への集積が進んでいない状況にある。農地の生前贈与を受けた農業後継者が離農する場合において、基本的には贈与税の課税対象となっているところであるが、贈与税は10%から55%までの超過累進税率により課税され、さらに利子税もかかり大きな負担となることが、当該農地の担い手への集積に結びつかない要因の一つとなっている。

よって、国においては、農地中間管理事業や避難区域における農地集積を効果的に進めるため、特定貸付けによる納税猶予の適用対象者の要件（10年以上（65歳未満であれば20年以上）の受贈者）を緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

福島県議会議長 齋藤勝利